

■【トピックス】

東京オリンピック疑獄！



東京オリンピック組織委員会の元理事が収賄容疑で逮捕されました。贈賄側の企業への立ち入り調査および関係者の逮捕が続いています。昨年のオリンピック開催により日本でも金権オリンピックが知れ渡りました。

オリンピックは、欧米のオリンピック貴族と呼ばれる人々の利権であることは一部では知られていましたが、日本ではこれまで神聖視されてきました。これでオリンピックの見方も変わることになりそうです。

■【ビジネス・アイ】

源泉徴収票不交付の届出書！

- 社長 「円安がこれだけ進むと海外からの仕入が高くなって採算が取れなくなるね」
- 花野 「そうですね。かといって工場がそう簡単に国内に回帰するとは思えないですよ」
- 社長 「そこが問題なんだよね。とはいっても人は採用していかないと先細りになるからね」
- 花野 「そうですね。それでも求人もなかなか難しいですよ」
- 社長 「そうなんだよ。でも最近一人いい人材が採用できたんだよ」
- 花野 「それはよかったですね」
- 社長 「でも、ちょっと問題があって、前に勤めていた会社が源泉徴収票を出してくれないんだよ」
- 花野 「それは問題ですね。法律的には退職後1ヶ月以内に交付する義務があるんですけどね」
- 社長 「何回か問合せしているみたいんだけど出してくれないみたいなんだよ。もうすぐ年末調整もあるしね。いい方法はないかな？」
- 花野 「それなら税務署に『源泉徴収票不交付の届出書』を提出して、税務署から指導してもらうという方法がありますよ」
- 社長 「そうなんだ！早速本人に提出させてみるよ。効果があるといいんだけどね」
- 花野 「税法上は、本当なら不交付や虚偽記載を行った場合には、1年以下の懲役か50万円以下の罰金なんですけどね」
- 社長 「意外と重たい罰があるんだね」

■【今月のキーワード】

源泉徴収票交付義務

給与等の支払をする者は、その年において支払いの確定した給与等について、その給与等の支払いを受ける者の各人別に源泉徴収票を2通作成して、その年の翌年1月31日までに、1通を税務署長に提出し、他の1通を給与等の支払いを受ける者に交付しなければなりません。年の中途において退職した者については、その退職日以後1ヶ月以内に1通を税務署長に提出し、他の1通を給与等の支払いを受ける者に交付しなければなりません。不交付や虚偽記載には懲役ないし罰金の罰則があります。

■【今月の1冊】

『厨房で見る夢』

ビゼイ ゲフリ 著

上智大学出版 ¥1500

日本中でインドカレー店が増殖しています。その多くの経営者は本場のインド人ではなくネパール人です。

なぜ、ネパール人のカレー店が多いのか、多すぎてなぜ潰れないのか、その理由が分かる1冊です。在留資格を偽りコックとして来日する人々の惨状、その背景には破綻国家ネパールの現状があります。



■【編集後記】

ウクライナ戦争が始まってからの歴史的な円安が止まりませんね。それにつれ物価も上がり生活費も急騰しています。人々が自己防衛に走ると景気も急降下します。どのようにしたら生活が守れるのか、ここが思案のしどころですね。

『経営のセカンド・オピニオン』 vol.187(毎月1日発行)

●定価：2,400円/年 ●発行日：2022.10.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエビル5F

TEL052-205-6361 FAX052-204-8808